

令和5年度
和歌山県農林水産品販促ツール作成支援補助金
公募要領

(令和5年10月31日 改正)

【公募期間】

令和5年4月3日（月）～令和5年11月30日（木）

※令和5年11月30日（木）の消印有効です。

※先着順となります。

（内容審査のうえ先着順に受付し、予算上限に達した場合は受付終了となります）

【お問い合わせ先】

和歌山県 農林水産部 農林水産政策局 食品流通課 TEL : 073-441-2813

1. 事業目的

和歌山県は、県内の農林漁業者等が新たにオンラインを活用した販促活動を展開するために行う、販路開拓を目的としたデジタル技術を活用したウェブサイトの作成等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 補助対象者

本補助金の交付の対象者（以下、「補助対象者」という。）は、次の（１）から（３）のいずれも満たす者であることが必要です。

- （１）和歌山県内に住所を置く農林漁業者であって主たる収入が農林漁業によるものである者、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等をもって組織する団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）並びにこれらの団体を主たる構成員とする協議会、その他知事が認める団体であること。
- （２）次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 政党その他の政治団体
 - ウ 宗教上の組織又は団体
 - エ 令和 3 年度及び令和 4 年度の 2 ヶ年度において当補助金の交付を受けた者
- （３）上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者に該当しない者であること。

3. 補助事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が新たに行う販促活動への対応を目的としたデジタル技術を活用したウェブサイトの作成等を主たる事業とし、次の（１）から（４）のいずれも満たすものであること。

- （１）県が公表する和歌山県 IT 関連事業者登録名簿に登載された事業者に対してウェブサイトの作成等の発注を行う事業であること。
- （２）この補助金の交付決定の日から知事が別に定める事業実施期間内に、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続が完了する事業であること。
- （３）国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。
- （４）令和 3 年度、令和 4 年度の「和歌山県農林水産品販促ツール作成支援補助金」において、補助金の交付を受けた事業とは重複しない別内容の事業であること。

4. 補助事業期間

本補助事業期間は、交付決定日から最長で令和 6 年 2 月 29 日までです。

5. 補助対象経費

本補助事業実施のために必要となる経費は、次の（１）から（４）のいずれも満たすものを対象とします。

- （１）使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- （２）交付決定日以降の契約・発注により生じた経費
- （３）証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
- （４）次に掲げる経費

- 1 ウェブサイトの作成等に要する経費
 - 2 上記1と共に実施するウェブサイト等を効果的に活用するための経費
- 具体的には、次に掲げる種類の経費とする。

①外注費

- ・ウェブサイトの作成等に必要な業務の外注（請負・委託等）に要する経費
- 例）ウェブサイトの作成または改良（本補助事業において必須）
自社又は自社製品の PR 動画の作成 など

②広報費

- ・自社及び自社製品のインターネット（SNS ツール等）を活用した PR 等に要する経費
- 例）SNS 広告、リスティング広告、ディスプレイ広告

③専門家活用費

- ・ウェブサイト等の作成又は改良や、マーケティング・広報戦略策定等に必要な専門家等の技術指導や助言に要する経費
- 例）既存の自社ホームページに対するコンサルティング
自社のターゲット層に応じた効果的な情報発信手法のコンサルティング

④サービス利用費

- ・ドメイン取得やサーバー利用等のサービス利用に要する経費
- 例）独自ドメイン取得費、レンタルサーバー利用費、SSL 認証費

※補助対象経費に計上できる経費は、交付決定以降に契約、発注、申込等を行った経費に限ります。

6. 補助率等

- （１）補助率：補助対象経費の2分の1以内
- （２）補助上限額：50万円

ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）と、50万円とを比較して少ない方の額。

7. 申請

(1) 申請期間

令和5年4月3日(月)～令和5年11月30日(木) ※令和5年11月30日(木)の消印有効です。

※内容審査のうえ先着順に受付し、予算上限に達した場合は受付終了となります。

(2) 申請先

和歌山県 農林水産部 農林水産政策局 食品流通課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1 Tel : 073-441-2813

(3) 申請書類

① 交付申請書

(※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できる通帳の写しを添付)

② 事業計画書 (別記第1号様式)

(※実施するウェブサイトの作成等について、具体的な説明が含まれるもの)

③ 収支予算書 (別記第2号様式)

④ 収支予算書に係る補助対象経費の根拠資料

(※見積書等経費の積算根拠が確認できる書類)

⑤ 事業収入を得ていることが確認できる書類

- ・個人事業主は、直近の確定申告書第一表(收受日付印押印のもの)の写しを提出。e-Taxによる申告を行った場合で、收受日付が確認できないものは、「受信通知」を添付。
- ・組合等にあつては、直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類を提出。

※開業後、まだ確定申告を行っていない場合は、次のとおり。

- ・個人事業主は、「個人事業の開業・廃業届出書」(税務署受付印押印のもの)又は「個人の事業開始等申告書」(県税事務所等受付印押印のもの)の写しを提出。
- ・組合等にあつては、「法人設立届出書」(税務署受付印押印のもの)又は「法人の事業開始申告書」(県税事務所等受付印押印のもの)の写しを提出。

⑥ 和歌山県税に未納がないことなど補助金申請に関する誓約書 (別記第3号様式)

⑦ 役員名簿 (別記第4号様式) (組合等の場合のみ)

⑧ 法人登記事項証明書 (組合等の場合のみ)

⑨ 定款等の写し (組合等の場合のみ)

⑩ 「おいしく食べて和歌山モール」に関する確認書

(4) 申請方法

申請書類の提出は、上記申請先あてに郵送で行ってください。

記載漏れや添付資料不足等の不備があつた場合には連絡いたします。

その際には、書類等を訂正のうえ再提出いただく必要があります。なお、公募期限内に再提出できない場合は、不採択となりますのでご注意ください。

また、提出された申請書類は返却いたしませんのでご了承ください。

8. 交付決定

申請された書類を審査の上、交付決定を行います。

※提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

※事業については、補助事業期間が終了となる令和6年2月29日までに実施の上、経費支払先への支払いまで完了してください。

9. 実績報告

事業完了後、郵送にて実績報告を行ってください。提出書類は次のとおりです。

※実績報告書等は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日、または令和6年3月1日のいずれか早い日までに提出してください。

①事業報告書（別記第9号様式）

（※必要に応じて関係写真や報告書等を添付）

②収支決算書（別記第10号様式）

③経費の精算根拠が確認できる書類

（※各経費の領収書、振込明細書等（日付、申請者名、使途、金額がすべて明記されたもの。写し可）を提出。また収支決算書に記載した「経費区分」毎に整理の上、提出してください。精算根拠が確認できない経費は、補助金の対象外となります）

※上記の他、必要に応じて追加で書類の提出を求める場合があります。

10. 額の確定

提出された書類を審査の上、額の確定通知を行います。

※提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

※書類の内容を確認するために、事務所や事業所の現地調査を行う場合があります。

11. 補助金請求

交付請求書を提出してください。

※額の確定通知後、速やかに提出してください。

※請求額は、額の確定通知書に記載された金額です。

※振込先口座は、申請者名義のものとしてください。

※交付請求書が届かない場合は、補助金を支払うことができません。

12. 補助金支払

交付請求書に記載された口座にお支払いします。

13. 留意事項

(1) 各提出書類の提出部数は1部となります。なお、電話等により内容を確認させていただく

場合がありますので、必ず控えをとっておいてください。

- (2) 事業内容を変更または取りやめる場合は、速やかに事業内容変更申請書（別記第5号様式）または事業廃止（中止）承認申請書（別記第6号様式）を提出してください。
- (3) 本事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類は、整理の上、令和11年3月31日まで保管する必要があります。
- (4) 本事業により取得した施設、設備等について、知事の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、事業実施者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は耐用年数を経過した場合は、この限りではありません。
- (5) 補助金の支払後、提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合は、和歌山県補助金等交付規則に基づき、補助金を返還していただきます。

14. その他

(1) 個人情報の管理

申請書類における個人情報については、本事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。

(2) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、食品流通課が検査を行うことがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(3) その他

補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。